

政府所有米穀の売渡しに係る買受資格の定期審査について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号。以下「食糧法」という。）の規定に基づき農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が実施する政府所有米穀の売渡しについては、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）に基づき、3年に1度定期審査を行っており、現在、買受資格を有している方の買受資格の有効期間は令和6年3月末日に満了となります。

このため、新規に買受資格を希望する方も含め、令和6年4月1日から令和9年3月末日までの政府所有米穀の売渡しに係る買受資格の定期審査について、基本要領第4章 I 第2の2の(5)に基づき下記のとおり公示しますので、下記事項を御了知の上、令和6年2月9日（金）までに、定期審査の申請を行って下さい。

なお、買い受けた政府所有米穀を、買い受けた用途以外の用途に供する場合は、事前の承認が必要であることにご留意願います（以下、記の10を参照）。

* 定期受付のほか、随時受付も行っています。

記

1 売渡しの対象となる米穀

政府所有米穀（国内産米穀及び外国産米穀）

2 販売用途

加工原材料用、配合飼料用、その他必要と認める用途^{*1}

なお、加工原材料用への販売にあっては、次に掲げる使用用途に限定しています。
（加工原材料用の使用用途）

ア 酒類用（焼酎用、泡盛用（沖縄県下の買受資格者に販売する場合に限る。）リキュール類用、スピリッツ用、みりん用、ビール用、雑酒用又は純粹酵母用）

イ 調味料用（味噌用、食酢用、醤油用、こうじ（清酒用こうじは除く。）用、たれ調味料用、もろみ（清酒用もろみは除く。）用又は香辛料用）

ウ 菓子用（米菓用又は和菓子用）

エ 米穀粉用（上新粉やみじん粉等の米穀粉用、乳児穀粉用、玄米粉用又はビーフン粉用）

オ 加工品用（甘酒用、玄米茶用、漬物もろみ用、朝食シリアル用、乳児食用、ライススターチ用、味米用、いり玄米スープ用又は水産練製品用）

カ 小麦粉混入製品用（米穀粉入りめん用又は米穀粉入りフライ用）

キ その他農産局長が必要と認める用途

※1 加工原材料用、配合飼料用のほか、農産局長が必要と認める用途に限定する旨の条件を付して販売する用途に限る。以下同じ。

3 買受資格者の要件

(1) 組合等(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)に基づいて設立された協同組合、協同組合連合会その他これに準ずる法人として農産局長が認める法人をいう。以下同じ。)以外の者であって、次に定める要件のうち、それぞれの販売用途(加工原材料用、配合飼料用、その他必要と認める用途)ごとに必要とする項目の全てを満たす者

資格者の要件	必要とする項目		
	加工原材料用	配合飼料用	その他必要と認める用途
<p>ア 食糧法第29条に規定する買受資格者であること</p> <p>(ア)食糧法第47条第1項に規定する届出事業者 (イ)食糧法規則第19条に規定する米穀を原料又は材料として使用する製造又は加工の事業を行う者 (ウ)食糧法規則第19条に規定する米飯の販売の事業を行う者 (エ)食糧法規則第19条に規定する買い入れた米穀を公共用、公用又は公益事業の用に供すると認められる者</p>	○ (左記(イ)に該当すること)	○ (左記(イ)に該当すること)	○ (左記(ア)～(エ)のいずれかに該当すること)
イ 自己資本が300万円以上であること			○
ウ 関税定率法に基づく税関長の承認工場を保有している者であること		○	
エ 申請者(当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。)が米穀の流通に関する法令* ² の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること	○	○	○
オ 米穀の流通に関する法令、関係通知、契約の規定に違反して、農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること	○		○

カ 予決令 ^{※3} 第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと	○	○	○
キ 申請者(当該者が法人の場合にあっては、役員含む。)が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと	○	○	○
ク その他必要と認める要件			○

※2 米穀の流通に関する法令とは、食糧法、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律(平成21年法律第26号)、日本農林規格等に関する法律(昭和25年法律第175号)、食品表示法(平成25年法律第70号)、不当景品類及び不当表示防止法(昭和37年法律第134号)、不正競争防止法(平成5年法律第47号)、農産物検査法(昭和26年法律第144号)、食品衛生法(昭和22年法律第233号)、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)、刑法(明治40年法律第45号)、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和28年法律第35号)及び飼料需給安定法(昭和27年法律第356号)並びにこれらの法律に基づく命令をいう。以下同じ。

※3 予決令とは、予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)をいう。以下同じ。

(2) 組合等であって、次に定める要件のすべて(販売用途がその他必要と認める用途の場合でないときは、クを除く。)を満たす者

資格者の要件
ア 組合等が、構成員のために米穀(買受資格に係る販売用途の米穀に限る。)の買受事業を行うことを目的としていること
イ 組合等が、買受資格に係る販売用途について、食糧法第29条に規定する買受資格者を構成員とすること
ウ 組合等の資力信用が確実なものであること
エ 組合等及び共同購入者(当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。)が米穀の流通に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられた場合にあっては、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過していること
オ 組合等及び共同購入者について、米穀の流通に関する法令又は契約の違反等により、農産局長から政府所有米麦の買受資格の取消しを受けた者にあっては、その取消しの日から2年を経過していること

カ 組合等及び共同購入者について、予決令第70条各号のいずれか及び予決令第71条第1項各号のいずれかに該当する者でないこと
キ 申請者(当該者が法人の場合にあっては、役員等を含む。)が暴力団又は暴力団員でないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していないこと
ク その他必要と認める要件 ※その他必要と認める用途についての買受資格者に限る。

4 資格審査の申請

(1) 申請書の入手方法

申請書は、農林水産省のホームページ(以下のURL)から、申請書を出力することが可能です。また、地方農政局等(地方農政局、北海道農政事務所、内閣府沖縄総合事務局、以下同じ。)においても交付できます。

(<http://www.maff.go.jp/j/seisan/syoryu/sikaku/index.html>)

(2) 受付場所

申請者の所在地を管轄する地方農政局等で受け付けます。(【別記】を参照)

(3) 申請の方法及び受付期間

資格審査の申請は、5に掲げる申請に必要な書類及び買受資格審査申請書チェックリストを、申請者の所在地を管轄する地方農政局等へ、令和5年12月15日(金)から令和6年2月9日(金)までに、持参、郵送又は電子メールにより受け付けます。

① 持参による場合

申請に必要な書類は、土日祝日を除く10時から17時まで(12時から13時までを除く。)の間に申請者の所在地を管轄する地方農政局等へ持参して下さい。

② 郵送による場合

申請に必要な書類は、特定記録等、配達記録が確実に残る方法により、申請者の所在地を管轄する地方農政局等へ送付して下さい。

なお、封書の表面に、朱書きで「政府所有米穀〇〇用(販売用途を記入)買受資格申請書在中」と記載して下さい。

更に、申請書類の受付漏れを防止するため、送付した事実について、受付場所へ連絡をお願いします。

③ 電子メールによる場合

申請に必要な書類は、容易に書き込みが出来ない電子媒体(PDFなど)に変換し、可能な限り一つのファイルとした上で、申請者の所在地を管轄する地方農政局等の担当職員宛て*⁴に電子メールを送信して下さい。

なお、件名に「政府所有米穀(販売用途を記入)用買受資格申請について(申請者の商号・名称を記入)」と記載して下さい。

※4 予め申請者の所在地を管轄する地方農政局等へ連絡すること等により、メールアドレスを入手して下さい。

5 資格審査の申請に必要な書類

(1) 上記3の(1)の申請に必要な書類(組合等以外の者の申請の場合)

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出して下さい。

書類の種類	必要とする書類		
	加工原材料用	配合飼料用	その他必要と認める用途
ア 資格審査申請書(様式4-2-1)	○	○	○
イ 工場等設備状況報告書(様式4-6)	○		
ウ 製造工場承認書(写し)		○	
エ 米穀の加工又は製造を委託した場合は委託契約書(写し)	○※ ⁶		
オ 米穀の加工又は製造委託先の工場等設備状況報告書(様式4-6)	○※ ⁶		
カ 営業経歴書(現在行われている事業の全てが記載されているもの)	○	○	○
キ 履歴事項全部証明書(登記簿謄本)※ ⁵ 【個人の場合】代表者の住民票及び営業許可証の(写し)	○	○	○
ク 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書) 【個人の場合】所得税青色申告決算書(一般用)	○	○	○
ケ 納税証明書(法人にあつては「その3-3」、個人にあつては「その3-2」)※ ⁵	○	○	○
コ 承諾及び誓約書(様式4-3)	○	○	○
サ 名称等の公表に関する同意書(様式4-4)	○	○	○
シ その他必要と認める書類※ ⁷			○

(2) 上記3の(2)の申請に必要な書類(組合等の申請の場合)

申請に当たっては、次に掲げる書類を提出して下さい。

書類の種類	必要とする書類		
	加工原材料用	配合飼料用	その他必要と認める用途
ア 資格審査申請書(様式4-2-2)	○	○	○
イ 組合等の定款	○	○	○
ウ 組合等事業計画書	○	○	○
エ 共同購入者名簿(別紙様式)	○	○	○
オ 共同購入者ごとの工場等設備状況報告書(様式4-6)	○		
カ 米穀の加工又は製造を委託した場合は委託契約書(写し)	○ ^{*6}		
キ 米穀の加工又は製造委託先の工場等設備状況報告書(様式4-6)	○ ^{*6}		
ク 共同購入者ごとの製造工場承認書(写し)		○	
ケ 組合等及び共同購入者ごとの営業経歴書(現在行われている事業の全てが記載されているもの)	○	○	○
コ 組合等及び共同購入者ごとの履歴事項全部証明書(登記簿謄本) ^{*5} 【個人の場合】代表者の住民票及び営業許可証の(写し)	○	○	○
サ 財務諸表(貸借対照表、決算内訳書及び損益計算書)	○	○	○
シ 組合等の納税証明書(組合等にあつては「その3-3」) ^{*5}	○	○	○
ス 組合等及び共同購入者ごとの承諾及び誓約書(様式4-3)	○	○	○
セ 組合等及び共同購入者ごとの名称等の公表に関する同意書(様式4-4)	○	○	○

ソ その他必要と認める書類※7			○
-----------------	--	--	---

※5 電子申請（電子ファイル）による証明書の提出は可。証明書の写しの提出も可とする。なお、記載内容が鮮明に確認でき、発行日が申請書提出日の直近（3ヶ月以内）のものが望ましい。

※6 該当する申請者のみ必要な書類。

※7 農産局長が必要と認める用途に限定する旨の条件を満たしていることを確認できる書類。

6 現地確認

資格審査に当たって、申請者及びその所有工場の所在地を管轄する地方農政局等が必要に応じて、現地確認を行います。

7 資格審査の結果通知

資格審査の結果は、資格確認通知書（資格が認められた場合）又は通知書（資格が認められなかった場合）を、令和6年3月下旬から順次、メール又は郵送にて申請者に通知します。

なお、令和6年2月10日（土）以降に受け付けた資格審査の申請については、随時審査を行います。資格審査の結果は同年5月以降となる予定です。

8 有資格者名簿の公表

- (1) 買受資格者として認められた者は、有資格者名簿にその商号又は名称及び住所の情報が掲載されます。
- (2) 有資格者名簿は、農林水産省ホームページに掲載するとともに、農林水産農産局長及び地方農政局等に備え置かれることによって公表されます。
- (3) 政府所有米穀の売買契約を締結した場合は、商号又は名称及び代表者名又は氏名が公表されます。

9 買受資格の有効期間

買受資格の有効期間は、有資格者となった日から令和9年3月末日までとします。

10 用途外使用等の手続き及び帳簿等の整備

有資格者は、政府所有米穀の販売、保管、運送等の一連の業務を実施する民間事業者（受託事業者）と締結する売買契約に基づき、用途外使用等又は廃棄に係る手続き及び政府所有米穀の受払及び加工状況に係る台帳等の整備が必要となります。

(1) 用途外使用等又は廃棄に係る手続き

① 用途外使用等の承認

買い受けた政府所有米穀を、買い受けた用途以外の用途（例えば、再調製

(クリーニング)により発生した副産物等を堆肥化、飼料化など)に供する場合は、あらかじめ地方農政局等又は受託事業体を介して申請し、承認を受ける必要があります。

なお、仲介業者(委託加工業者など)並びに譲渡の相手方(最終処分業者など)が処理の一つの手法として、廃棄(焼却、埋設)ではなく、堆肥化、飼料化などする場合は、事前承認が必要となるため、特にご留意願います。

② 用途外使用等又は廃棄の処理計画報告

買い受けた政府所有米穀を用途外使用等し、又は水濡れ等により廃棄する場合は、別添様式第1号「政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理計画」により地方農政局等の長への提出が要となります。

③ 用途外使用等又は廃棄の処理報告

買い受けた政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄に当たっては、買い受けた政府所有米穀を当該廃棄等に関して受領する者に適切かつ確実に処理させるとともに、別添様式第2号「政府所有米穀の用途外使用等又は廃棄処理状況報告書」により地方農政局等の長への報告が必要となります。

(2) 政府所有米穀の受払及び加工状況に係る台帳の整備

買い受けた政府所有米穀の受払及び加工状況について、台帳の整備等が必要となります。

なお、加工原材料用として政府所有米穀を買い受けた場合は、別添「政府所有米穀の加工原材料用に係る受払及び加工等報告書」により各四半期の最終月の翌月末日までに有資格者の所在地を所管する地方農政局等の長への報告が必要となります。

11 買受資格の停止及び取消し

有資格者が「政府が行う米穀の売買等に関する有資格者の法令違反等に係る処分等基準」(平成26年5月16日付け26生産第558号生産局長通知)に定める資格の停止又は取消事由に該当すると認めるときは、当該有資格者の資格の停止又は取消しを行い、この旨を通知するとともに、その事実、理由及び停止又は取消しを行った者の商号又は名称及び代表者名又は氏名が公表されます。

12 秘密の保持

資格の審査に従事する職員が、この審査において知り得た秘密に関する事項を外部に漏らすことはありません。

13 その他

上記の内容について質問等がある場合は、【別記】に記載の地方農政局等にお問い合わせ下さい。

【別記】

地方農政局等 (担当部局)	住 所	電話番号 FAX番号	管轄場所
北海道農政事務所 生産経営産業部 業務管理課	〒064-8518 札幌市中央区 南22条西6丁目2-22 エムズ南22条第2ビル	011-330-8808 011-520-3052	北海道
東北農政局 生産部業務管理課	〒980-0014 仙台市青葉区 本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟	022-745-9386 022-263-6627	青森県、岩手県、宮城 県、秋田県、山形県、 福島県
関東農政局 生産部業務管理課	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁 舎2号館(10階)	048-740-0419 048-601-0533	茨城県、栃木県、群馬 県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、山 梨県、長野県、静岡県
北陸農政局 生産部業務管理課	〒920-8566 金沢市 広坂2丁目2番60号 金沢広坂合同庁舎	076-232-4008 076-232-4009	新潟県、富山県、石川 県、福井県
東海農政局 生産部業務管理課	〒460-8516 名古屋市中区 三の丸1-2-2 農林総合庁舎2号館	052-223-4616 052-212-3506	岐阜県、愛知県、三重 県
近畿農政局 生産部業務管理課	〒602-8054 京都市上京区 西洞院通下長者町下る 丁子風呂町 京都農林水産総合庁舎	075-414-9741 075-414-9030	滋賀県、京都府、大阪 府、兵庫県、奈良県、 和歌山県
中国四国農政局 生産部業務管理課	〒700-8532 岡山市北区 下石井1丁目4番1号 岡山第2合同庁舎	086-224-4511 086-232-7225	鳥取県、島根県、岡山 県、広島県、山口県、 徳島県、香川県、愛媛 県、高知県
九州農政局 生産部業務管理課	〒860-8527 熊本市西区 春日2丁目10-1 熊本地方合同庁舎A棟	096-211-9111 096-211-9780	福岡県、佐賀県、長崎 県、熊本県、大分県、 宮崎県、鹿児島県
沖縄総合事務局 農林水産部 生産振興課	〒900-0006 那覇市 おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎 2号館	098-866-1653 098-860-1195	沖縄県